

<退会届>

次年度継続入会を希望しない場合は、「退会届」の提出が必要です。日本看護協会も同時に退会となります。

退会すると「日本看護協会 看護職賠償責任保険制度」には加入できません。会員価格での研修受講や研究学会への演題応募ができなくなります。なお、納入された会費等は、4月以降の退会申請では返還できませんので予めご了承ください。

申請日	年 月 日						
東京都看護協会会員番号	※他県会員の受付不可（所属の道府県で要申請）						
日本看護協会会員番号							
フリガナ							生年月日 (西暦)
氏名							年 月 日
自宅住所・電話番号	(〒 -) TEL : () 都道府県						
連絡先メールアドレス	@						
退会希望日 ※どちらかにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 当該年度末(3月31日)での退会 (協会ニュース等は当該年度末(3月31日)まで送付となります) <input type="checkbox"/> 退会届が当協会に到着した日						
退会理由 ※いずれかにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 1. 定年退職 <input type="checkbox"/> 2. 他県へ移動するが、移動先の県で入会しない <input type="checkbox"/> 3. 休職（産育休、妊活、介護、病気療養等） <input type="checkbox"/> 4. 年会費等が負担 <input type="checkbox"/> 5. 研修等看護協会を利用する機会がない <input type="checkbox"/> 6. 海外留学・海外転居等 <input type="checkbox"/> 7. 進学による <input type="checkbox"/> 8. 看護職以外へ転職 <input type="checkbox"/> 9. 他団体入会（他団体名： ） <input type="checkbox"/> 10. 死亡（逝去日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 11. その他（ ）						

《退会届の送付先》 ※郵送代はご負担願います

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-2-19 公益社団法人東京都看護協会 総務部 会員サービス係 宛

【ご案内】

- ・他県の看護協会に移動手続きを行っている場合、退会届は不要です。
- ・退会届と前後して「翌年度継続のご案内」がお手元に届いた際は、破棄ください。
- ・退会後は各自で会員証の破棄をお願いいたします。
- ・弔慰金の申請は、会員サービス係までご連絡ください。
- ・東京都看護協会の事業年度開始日である4月1日以降に退会の届出をされた場合、当該年度の年会費、入会金および会館維持管理費のご返金はできかねますのでご了承ください。
- ・翌年度の会費納入後、事業開始日の前日である3月31日（消印有効）までに退会の届出をした場合に限り、返金手数料を差し引いた金額をご返金いたします。

4月以降順次、収納代行会社（DSKスマート送金）から返金手続きに関するご案内のメールまたはハガキ（ご自宅宛て）を送ります。ご案内に沿って有効期限内にお手続きください。退会申請からご案内のお届けまで最大三ヶ月ほどかかります。

【協会使用欄】

施設No.	当年度 (20 年)	口座振替 銀行振込 コンビニ収納 施設とりまとめ クレジットカード決済	納入済	未納入
	翌年度 (20 年)	口座振替 銀行振込 コンビニ収納 施設取りまとめ	納入済	未納入